

マネージメント・レター No.262
災害に関する税務上の主な取扱い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの被害を各方面にもたらす結果となりました。ニュース等では日々復旧に関する情報が流れていますが、前回の寄付金に引き続き、税務上の様々な費用の取扱いについて述べたいと思います。(以下、国税庁HPより抜粋)

1. 災害により滅失損壊した資産等の取壊し・復旧費用

被害を受けた棚卸資産・固定資産の除却費用や障害物の除去費用、原状回復費用、補強工事は、除却損や修繕費等として損金の額に算入されます。

2. 従業員等に支給する災害見舞金品

災害により被害を受けた従業員又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。また、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員またはその親族に対しても、同じく取り扱われます。

3. 災害見舞金に充てる為に同業団体等へ拠出する分担金等

所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産が災害によって損失が生じた場合に、その補填目的で構成員相互扶助等に係る規約に基づく合理的な基準に従って賦課拠出する分担金等は、支出した事業年度の損金の額に算入されます。

4. 取引先に対する災害見舞金等

被災前の取引関係の維持回復を目的として、取引先の復旧過程において行った災害見舞金の支出や事業用資産の供与等に要した費用、売掛金や貸付金等の債権免除の損失は、寄付金や交際費等に該当せず、それ以外の費用として損金の額に算入されます。

5. 災害援助物資等の提供

不特定又は多数の被災者を救援する為に緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、広告宣伝費に準ずるものとして、損金の額に算入されます。しかし、企業や団体独自又は同業団体等で資金を集め援助物資を購入し、被災地に提供した場合については一般の寄付金として取り扱われ、損金不算入額が発生する場合があります。

 **今月のワンポイント** 

緑の季節になりました。散策してみませんか。

創成川公園は、北2条から南4条までの創成川に沿って、色々なモニュメント、付近の歴史紹介パネルや、河辺まで降りて遊べる場所等があります。